



報道発表資料の配付日時 12月19日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道農村地域産業導入基本計画(変更素案)に関する道民意見(パブリックコメント)の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(農村産業法)」に基づき、農業と産業の均衡ある発展を図るため、「北海道農村地域産業導入基本計画」を策定しています。</p> <p>同法の改正に伴い、道の計画を変更するに当たり、広く道民の皆様からご意見をいただくため、別添「道民意見提出手続の意見募集要領」により、道民意見(パブリックコメント)を募集します。</p> <p>【募集概要】</p> <p>1 意見を募集する計画 北海道農村地域産業導入基本計画(変更素案)</p> <p>2 募集期間 令和4年(2022年)12月20日(火)～令和5年(2023年)1月19日(木)必着</p> <p>3 計画の案及び参考資料の入手方法 (1) 北海道のホームページ(農政部農業経営課ホームページ)への掲載 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/index.html) (2) 次の場所での閲覧・配布 ア 北海道農政部農業経営課(道庁7階) イ 北海道行政情報センター(道庁別館3階) ウ 各(総合)振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー</p> <p>4 意見等の提出方法 (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農業経営局農業経営課(農業支援係) (2) ファクシミリ 011-232-0026 (3) 電子メール nosei.keiei2@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
参考	道民意見提出手続の意見募集要領		

報道(取材)に当たってのお願い	意見募集について、広く道民の皆様への周知が図られるよう、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	農政部農業経営局農業経営課農業支援係 (担当者:工藤) TEL: 011-204-5389 (直通) 内線: 27-254		
-------------	--	--	--

道民意見提出手続の意見募集要領

令和4年(2022年)12月20日

- 1 計画等の案の名称
北海道農村地域産業導入基本計画(変更素案)
- 2 参考資料の名称
 - (1) 北海道農村地域産業導入基本計画(変更素案)の概要
 - (2) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律及び同法施行令
 - (3) 農村地域への産業の導入に関する基本方針
 - (4) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン
 - (5) 意見提出用紙
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ(農政部農業経営課のホームページ)への掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/index.html>)
 - (2) 次の場所での閲覧及び配布
 - ア 北海道農政部農業経営局農業経営課(道庁7階)
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階)
 - ウ 各総合振興局・振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間
令和4年12月20日(火)～令和5年1月19日(木)
※郵送の場合は必着とします。
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農業経営局農業経営課農業支援係
 - (2) ファクシミリ 011-232-0026
 - (3) 電子メール nosei.keiei2@pref.hokkaido.lg.jp
※メールの場合は、件名を【パブリックコメント】にしてお送りください。
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和5年3月下旬を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は、上記3に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (5) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

農政部農業経営局農業経営課農業支援係

電話 011-204-5389(直通)